

参議院經濟安定・通商産業・建設連合委員会會議録第十号

(七二二)

昭和二十七年六月三日(火曜日)午後二時二十四分開会

出席者は左の通り。

經濟安定委員

佐々木良作君

理事

郡 祐一君

委員

永井純一郎君

古池 信三君

愛知 葵一君

山川 良一君

杉山 昌作君

通商産業委員

小林 英三君

結城 安次君

栗山 良夫君

委員

中川 以良君

重宗 雄三君

山本 米治君

加藤 正人君

高橋 莊太郎君

境野 清雄君

西田 隆男君

建設委員

赤木 正雄君

田中 一君

石川 榮一君

深水 六郎君

前田 鏡君

松浦 定義君

委員外議員
東 隆君
下條 恭兵君

衆議院議員

福田 一君

國務大臣

周東 英雄君

政府委員

松永安左エ門君

公益事業委員

平井寛一郎君

公益事業委員

渡邊 一郎君

事務局側

桑野 仁君

常任委員

山本友太郎君

常任委員

林 誠一君

常任委員

小田橋貞壽君

常任委員

本日、の會議に付した事件

○電源開發促進法案(衆議院提出)

○委員長(佐々木良作君) それでは電

源開發促進法案につきましての連合委

員會を開會いたします。

實質的には今日で十六回目だと思

いますが、その中で十六回のはかに、御

承知のように二十八日と二十九日に亘

りまして公聴會を開きまして、十一名

の公述人からこの問題についての意見

を聞いたところまでであります。

す。前回に引続きまして質疑を続行し

て頂きたいと思ひますが、その前に発

議者に留保された答弁がありましたか

ら、その留保された問題につきまして

發議者より答弁したいというお話があ

りましたから、先ずこれを許可いたし

ます。福田一君。

○衆議院議員(福田一君) 先般本委員

會におきまして、西田さんから私に対

しまして數点について御質問がござい

ました。その御質問は大要結構な、

又我々として特に考慮いたすべきもの

であると考へましたので、提案者とい

たしまして党並びに政府ともいろ／＼

打合せをいたしておりましたために、

只今まで御答弁が遅れましたことをお

詫びを申し上げますが、ここに結論を得

るに至りましたので御答弁を申し上げ

たいと思ひます。

先ず第一点といたしましては、この

法案によつて特殊会社ができた場合

に、どういふ地点を開発し、又どれく

らいの出力を出すのか、こういう意味

ではつきりした見通しをつけるという

御質問と承つたのであります。その御

質問の趣旨は、この電源開發促進法案

というものは、速かに電源を開発する

ことである。併し我々が説明いたして

おりますところによれば、電力会社

にもやつてもらわれない、又公共団

体にやらせねばいけない、又自家発に

もやらせねばいけないというところにな

る。それから特殊会社がやるといふこ

とだが、そういう意味合から考へてみ

ると、電力会社が非常に主な部分を引

受けておるのではあるけれども、これ

が本當にこの開発をこの特殊会社がで

きたために、この特殊会社をやつても

らえはいじやないかというようにな

ことになることは、電源開發促進とい

うものをほんとうにやることにはなら

ないのではないかと考へるのにお含

みがあるのではないかと考へるのであ

りまして、これらの点もいろ／＼勘案

をいたしまして、御答弁をいたす次第

でございます。

そこでこの特殊会社ができました場

合におきましては、法案の内容にござ

いますように、大規模なものであつ

て、而も国土總合開發の見地から見

て利水その他の面から見ましてやら

なければいけないということを政府がき

めたものだけをやらなければならな

い、その点に關連いたしまして、然ら

ばその地点を選定する基準というもの

があるべきであらうということ、ほ

かの委員からも御質問がございま

し、地点の選定基準というものをま

あらかにして行かなければならんとい

うわけで、お手許に資料を提出いた

したわけであります。で、繰返しまして

恐れ入りますけれども、結局この選定

をいたした基準は、国土總合開發の

見地からいたしまして、民間の電力會

社よりも特殊会社によるほうが適當で

ある。この国土總合開發といふことが

一番大きな点に相成るのでございま

すから、これに關連いたしまして大き

な地点であります。補償問題等が非常

に困難になります。補償問題その他が

複雑で、まあ民間電力会社ではどうも

むずかしいところがある。又大

規模であります。民間の九つの電力

会社では現状においては見通しが困難

なもの、いろ／＼な面がございま

す。資金の面もございまし、或

いは人の面もございまし、やうが、そ

ういふ面から見て民間電力会社でや

れない、資金の点その他から見ても全

部やれるという斷言ができるというこ

とであります。これは別であります

が、そういう面から見てもやりにくい

いふやうなものでございます。然らば

そういう場合に大きな前提條件があ

つて、そういう條件が揃つた所が幾つ

あり得る。こういうことになつた場合

に、そのうちからどれをピツク・アツ

プして行くか、こういう問題になるわ

けでございます。その場合におきま

しては、我々としては、西田さんか

ら御指摘に相成りましたように、再編

成以來やはり何と云つても地域別の電力

の需給という面が或る程度うまく運用

されたい。これにはいろ／＼の原因も

ございまし、併し電力が不足して

おるといふことが一番大きなことで

あります。又資金の地域差が非常に多

くなつて来た。何といつても水力電

氣を起しますれば、今の石炭の準備から

見れば火力を起すよりは非常に安い

けでございます。そういうやうな面を

特に重視をする。こういう意味合に

おきまして、この地域別の需給、水

火の併用の度合といふやうなものは十

分勘案いたしまして、その面において

日本の産業を發展して行く意味で、

そういう面を特に考慮をして、そう

して今言つたやうな前提條件に當ては

つたもののうちからこれをやつて行く、こういうことにしたいと考えるおるわけでございます。併しながらさようなピツク・アップされる地点のうちでも、我々が従来考えておりました地点は、まあ一応調査及び準備が進んでおるものということで試案を作つておつたのでございますけれども、併しながらその後の調査によりまして、なおこれに追加すべきものもあり得るようには思うのであります。そういうものがありました場合には、こういうことも勘案をいたしまして、そうして試案のうちに、試案と申しますか、審議会が取上げる場合にはこれを取上げて行くと、こういうことにいたして毫も差支えないと、こういう結論を得たわけでございまして、こういう意味合いで、開発の地点とか開発の出力というようなものも明らかにして行きたいと、かように考えておるわけでございします。なお西田さんは、火力の電源の開発を促進しなければいけないということを仰せられたのであります。これは御尤もな御意見なのでございまして、日本の火力というものは戦争中に大変遅れまして、今の火力発電機械は大分古くなつておるようでございします。この点は公益事業委員会あたりもよく認識をされておりますし、政府部内におきまして、これについてはちつと火力を考慮すべきであるというような意見もございします。我々提案者といたしましても、御尤もな意見であると考えておるのですが、実は本案を起草するというか、やつておりますた途上においては、西田さんの御指摘があつたほどの認識を我々はまあ或る意味で持つておらなかつたというこ

とは甚だ残念ではありますけれども併しながら本法案の特殊会社の目的を規定いたしております第四項のうちには、その他会社の目的を達成するために必要な事業というものが規定されておることは御承知の通りでございます。その、その他というもののうち、にこの火力を含めることができるかどうかということについていろいろ研究もいたしました。又法制局方面とも連絡をいたしたのでありますが、一応これでそういう火力問題をやつても差支えないという解釈を得たわけでございます。従いまして当然これはこの調整審議会において、火力電源の開発についても調査をいたし、又これを必要とあれば直ちにこれの実行に移るといふ段階といえますか、方法が明らかにされたわけでございますので、この意味において善処をいたしたいと考えておる次第でございます。

なお又最近と言いますか、去年の夏以来の異常渇水がありまして、電力融通の面が大変世上の問題になつたのでございまして、この電力でございますが、これについて、この電力融通命令というものを出してでも、そういうような融通の円滑を図るといふことが必要であるということにつきましては、我々も西田さんの御意見と全く同感なのでございます。これについては、実はまだ公益事業委員会におかれては、融通命令というものを出しておいでになりません。併し今後どのような渇水が起るかも知れませんが、或いはその他の不時の災害その他によりまして、異常な電力不足が或る一定地域に起つたといいたしますならば、これに對して電力融通をするというようにすることも当然やるべきものであると思

います。更に又その他の問題を勘案いたしまして、電力融通の問題を今後我々といまして、提案者といしまして、政府といまして、相当慎重に而も熱意を持つて解決いたすべきものであるということについては意見を同じういたしておりますが、これは現在のところは公益事業令のうち電力融通の規定があるのでございます。従つて将来この公益事業令を改組する問題が当然起きて来るのではないかと思います。そういふような場合において、御意見を尊重いたしましたので、十分そういう強化措置を講ずるといふことになつてゐるわけでございまして、或いは私の申し上げたところでは意の足らざるところがあるかも知れませんが、一つ以上御説明申し上げたような点で御了承が願ひたいと思つてゐるわけでございます。

○西田隆男君 只今私が五月の十八日の質問しましたことについて、提案者から御親切な御答弁を頂いたのであります。併しその御答弁の内容を聞いてみますと、具体的に問題として、万御答弁の中に現われて来たのは、第一の場合の電力の融通に法的強力措置をとるということ、火力を法案の中にあるその他に含めて開発することが、十八日の御答弁よりもやや明らかなつた点だと私は拝聴いたしました。私が提案者なり、或いは周東安本長官に御質問というよりも、要望いたしました点は、只今の提案者の御答弁では殆んど答弁の形体をなしていないと思ふのですが、提案者としては、どこまでも提案された法律案そのものをそのまま通したいというのが、まあこ

れがお考え方であらうと思ふのです。従つて法案を修正するというような、内容に亘つてまでも御意見の御開陳があるということを期待するほうが無理かも知れません。併しながら今も具體的になつた問題の一つであるその他に含めるといふ問題を取上げてみますならば、私は水力と火力といふものを、日本の電源の充足のため平等の立場で考えなければならぬ。特に水力がたぐさんあるところでは別問題なんです、が、水力がなくて火力を主としていふところは、これは水力があるところと同じように、やはり火力を重点的に考えなければならぬ、こういう観点から水力と並行して火力の開発をやらなければならぬのじやないか、こういう意見を申上げたわけなのであります。その他の中に火力の電源開発を含み、めて、審議会ができた場合に、審議会で結論が出たならば火力の開発をやるやうというやうなまぬるいことではななくて、法律の條文の中にはつきり水力と並行して火力の開発もこの会社が行うのだといふことを明記してもらいたたいというのが私の大体希望でありました、が、そういう強い御発言は無理かも知れません。もう一つは河川の明記、開発地点の明記といふ問題ですが、今の提案者の今まで御答弁をされたその中の御答弁を余り出ていないとしか私は著えられませんか。従つて私はこの法案の修正をやつて地域を明記するか、或いは河川別にはつきり明記するかといふ問題はまだ残されておりますから、そういう措置がとられるかとられんかといふことは、これは委員会の決定に待つべきであると考えます。

もう一つの点は、提案者は非常に巧

妙な表現を使つておられました。併し私は端的に、九州の球磨川を提案者が第一期計画に入れられないのは不都合ではないか、必ず九州球磨川水系の開発をやるようにしたいという強い要請を繰返し／＼申上げたはずであります。併し本日の御答弁の中には、遺憾ながら球磨川という言葉は一遍も使われませんが、私には大体提案者がそういう意味のことをああいう巧妙な表現で言われたと思います。それも又この法案の修正という問題が伴つておりますので、提案者としてはそれ以上の御答弁は困難であつたかとも考えます。

私が最後に質問いたしました点に対しては、今日は提案者からは何ら説明がありません。御答弁がありません。何か御答弁のしにくい理由があるだろうと考えて、私は追究はいたしません。これもやはり法律案の修正という形になつて或いは現われて来るだろうと考えております。従つて私がこの法案を通じてみて懸念しておりました点に對しては、まだ／＼釈然たらざるものがたくさん残つておりますが、私人の委員会ではないので、他の委員諸君からも質疑があるだろうと思ひますが、私も民主クラブにもまだこの内容を詰つておりません。従つて本日の提案者の御答弁をクラブに諮りまして、クラブの賛成を得た上で私個人の修正意見として又再び委員会に出しますか、或いは出さずに済むかということとはわかりませんが、通産委員会の委員でもありますし、通産委員会においても協議しなければならぬ問題であるかと考えております。私は、なお最後には、経済安定委員長にお願ひしておきたいのは、私が質問をいたしました点に對

する本日の御答弁は私は満足をしたし
ません。従つて私が質問申上げました
ような趣旨に基いて、若し民主クラブ
の意見なり、或いは通産委員会の意見
なりがまじりまじりした場合には、最終
の採決をせられる経済安定委員会とし
ては、その意見を十二分に尊重して、
委員長において善処してもらいたいと
私は強く要請をいたしておきます。

最後に一つ、提案者並に安定本部長
官に申上げておきたいのは、私があ
いづ質問をして、あなたがたの答弁を
期待いたしましたゆえんのもの、日
本の電源開発がこの法案を通すこと
によつて阻止されるがごとき結果がも
たされる場合は、これは由々しき事態
であるので、従つてこの法案全体に
だけだけの過失があるかまじりませ
んけれども、できるだけその過失を少
くして、この法案を通して上げたい
という気持ちで、私は答弁を求めてお
いたのであります。私が修正案を出すか
出さんかはまだつきりきまりません
けれども、本日の御答弁では、どうも
このまま懸つて提案者の願望を納得
するというわけには参りかねるだろ
うと思ひます。従つて今後ともな
提案者も自由党も政府もよく話し合
いをされて、最も過失の少い形にお
いてこの法律を通すか、或いはこの
ままの姿で否決されるかという運命
にこの法案はあるように、謙虚な気
持で再検討をお願いいたしまして、
私の質問はこれでやめます。

○衆議院議員(福田一君) 只今の熱意
溢れるお言葉で、私たちがよくお
持ちはわかるのであります。何と申
しまして私どもが考えておることは、
電源の開発でございまして、その趣
旨に合ひ

ますこととでございしますならば、
我々としても修正その他についても
十分考慮を致しまして頂きたい、か
ように考えておるわけでございます
から、どうか電源開発というこの目
的が達成されるために、なお一段と
我々を一つ御指導願ひたいというこ
とをお願いいたしまして、私の答
えといたします。

○委員長(佐々木良作君) なお今西田
君から委員長向けの御意見は十分
に考慮いたしまして、かようにお
含み置き願ひます。
続きまして質疑を続行いたします。
質疑のありますから発言を求め
て頂きたいと思ひます。ちよつと速
記をとめて下さい。

○委員長(佐々木良作君) 速記を
始めして下さい。

○委員外議員(下條恭兵君) この委員
会がかねてより外資の問題について
いろいろ論議がされておまして、今
までの経過ではつきりいたしてお
りますのは、公益委員会のかた
くのお考えと、安定本部或いは大蔵
大臣或いは提案者のお考えと、外
資の見通しについては大分違つて
おつたと思ひます。ところが最近
数日の中に、日豊工業の新聞記事
があらまじりしたけれども、更に
又その次に、国際通貨基金加入に
関連いたしまして、ワールド・ベン
クの總裁に対する記者会談の記事
が載つております。この席で私は
これを引用するまでもないと思ひ
ますが、これを讀みますと、私はど
うもこういふ特殊な会社を作ること
なしでも、電力に対しては外資は
十分入るのだという考え方のほう
が當つておるやうな気がいた

しますが、ああいうワールド・ベン
クからの照会或いは總裁との意見
の記者会談があらまじりした今日
でも、安定本部の長官或いは提案
者は、今までのように、この会社
を作ることが最も外資導入に
對する最善の方法だといふふう
にお考えになつておられるかど
うか、先ず最初にこの点を伺つて
おきたいと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君) お説の
ように、最近新聞に出ておる
が、私もこの法案を作成するに
當つての経緯を考えまして、外資
の導入をやらしめるためにこの
法案を作つたことは今日も變つ
ておりません。いろいろ新聞に出
ておる事柄も、私も具体的に
は申し上げかねますが、今日まで
努力を続けておる一つの現われ
だと考えております。

○委員外議員(下條恭兵君) それ
では私は、今日は公益委員から
も意見になつておるもので、一
応提案者に伺つておきたいと思
ひますが、我々の手に配布されて
おる資料は、これは殆んど特殊
な会社でできてからの重要な要
件が全部網羅されておると思
ひます。この資料は恐らく安定
本部の事務当局が作成された
のではないかと、或いは自由党
の政調あたりでやりましたか、
提案者のスタッフでやりましたか、
全部これは全責任をもちおられ
るものと理解しておりますが、
さうに理解して差支えござい
せんか。

○衆議院議員(福田一君) 兎も、又政
府と言いますか、安定本部その他
等と連絡をいたしまして提出を
いたした書類でございしますが、
提案者とい

たしましては、私は責任を持つて
おるものでございします。
○委員外議員(下條恭兵君) 私の
お尋ねの仕方がちよつとまづか
つたかも知れませんが、恐らく
安定本部の長官としましては、
この資料につきましては十分
責任をお持ちになる資料であ
らうと思ひますが、その通り理
解してよろしいと思ひますか。

○國務大臣(周東英雄君) 御意見
の通りでございます。
○委員外議員(下條恭兵君) 公益事
業委員会の方に尋ねたいと思
ひます。私は只見川の開発に
對するO・C・Iの答申書が出
ますならば、我々はこの法案を
審議いたしますに對しまして
は非常に参考になると思つて、
中間報告でも頂きたいといふこ
とをこの席でお願いいたした
ことがあつたのであります。が、
その後O・C・Iの報告書は出
たと聞いておりますけれども、
非公的に私の伺つておるところ
によりまして、非常に広汎な
ものであるために、議院が手
間取つておつて、今日まだ
発表できる段階になつておら
んと聞いておるのであります。
そういう事情は私に止むを得
ないことだろふと思ひます。先
般の公益委員会の委員長に
お話を発表の中に、私は一、二
疑問に思ふ点がありますので、
お伺ひしたいと思ひますが、
順序といたしまして、先ず公
益委員会は、どういふ目的で、
それからどういふ範囲の調査
をO・C・Iの調査団に依頼され
たかというところを先ずお尋
ね申上げたいと思ひます。

○政府委員(松永安左衛門君) O・C・
Iの調査は殆んど終了しまして、
目下議院が終りかかつてお
ります。御必要

に際しまして御配布ができるかと思
つておりますが、もう少し事務局
のほうの議事の訂正そのほかの
ことをよく御見しました上で、
御配布が直ちにできるかどう
かのお返事はできかねる次第
であります。O・C・Iに依
頼して調査いたしましたのは
昨年のものであります。これは
政府の調査費用を以ちまして、
O・C・I並びに電源調査会
の両者の協力に待つて、只
見川の調査並びに熊野川の
調査を委託したのであります。
その目的は、言うまでもなく、
只見川にいたしましては、
総合国土開発の見地から、或
いは山林問題、或いは治水問
題及びこの水をできるだけ蓄
積して電力の大きな電源を作
りたいという目的を以てしま
して、両方ともその方針によ
つてO・C・Iの調査を委託した
ものでございします。先刻申
上げたように只見川の調査は
一応報告書が英文で参つて
おりますが、熊野川に關しま
してはO・C・Iからまだ報告
書の送付がありません。多分
今月末までは何らかの約束
に基いて調査報告があるものと
信じておる次第であります。こ
れ又御承知の熊野川の大きな
治水、山林並びに電力の利用
につきまして、十分なるO・C・
I並びに電源調査会の協力調
査をお願いいたしまして、国
としてこの両河川の調査を
依頼いたしたわけでござい
ます。

○委員外議員(下條恭兵君) 只今の
松永委員長代理の御説明で私
は事情がはつきりわかつた
のであります。只見川のO・C・
Iの報告書の中には、先般の
委員長の談話を通して、私の
了承するところによれば、本
法案に對してはいろいろな資
料があつたからして詳

細な研究調査ができたけれども、分統案のほうは資料がないので調査が十分できなかったというものが附け加えてあつたか伺つておりますが、果してその通りでございませうかどうか。

○政府委員(松永安左衛門君) お話の通りであります。分統案そのほかについては、資料不足のために、私どもが英文によつた調査を拜見しましただけでは不十分なように考へております。けれどもこれは軽率にO・C・Iの調査したものを利用いたしますことは差し控へて置きたいと思ひます。

○委員外議員(下條恭兵君) 私は実はそういうこともあるかも知らんと思ひまして、先般提案者に対しまして、たしか安定本部長官にもそういうことをお尋ねしたと思ひますが、非常に大きな総合国土開発の観点に立つて、このO・C・Iに対する調査の依頼も総合開発の観点に立つて依頼されたいということでございますが、私は只見川にせよ、その他の大電力源に對ししては、そういう意味で片方のほうには非常に詳しい調査があつた場合、片方のほうに調査がなかつたら、調査がないという理由によつて片附けられるようなことがあつては、国家百年の大計を誤るようなことがあるかも知れないから、そういうことはやつてもらいたくないということをお尋ねしたところが、これに對して十分のことのないようにするといふ、こういう御答弁があつたはずであります。で、私はここで提案者にはお尋ねしたいのでありますが、今私は、松永委員長代連から詳細な発表はできないから差控へるとはおつしやつておられますが、私の指摘する通り

に、明らかに本流のほうは十分の資料があつたから十分検討して、このほうは間違ひがないと思ふけれども、片方のほうは資料がないからいいか悪いかわからんというところが、安易のごとくに私は伺うわけでありませう。こういう場合に、今後の扱い方といたしまして、提案者並びに安定本部長官はどういうふうな扱い方をなさいますか、一つそれだけの立場からの御答弁をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(福田一君) お答えいたします。先般その問題について御質問がありましたときお答えをいたしましたと思ふのでございますが、御承知のやうにO・C・Iは日発當時から公益事業委員会まで通じて、只見川の電源開発について調査研究を依頼いたしておつたことは御承知の通りであります。併しながら我々の考へ方といたしましては、この只見川を開発いたします場合には、O・C・Iの調査がどのような分統案になつておりますか、本流案になつておりますか私には存じませぬ。併しながらどのような報告が出たかといひまして、これは重要な参考資料とは認めますけれども、これが決定的なる支配を与えるものではない、かように考へておるわけでござい

ます。

○國務大臣(周東英雄君) 只今福田君から答弁したことは、政府筋において同様でございます。

○委員外議員(下條恭兵君) 只今の提案者並びに安定本部長官の御答弁で私はいささか安心できると思ふのでありますが、どうか一つこの点は繰返し念を押して置きたいと思ふのであります。が、軽率な扱いをなさらんように願

ひたいと思ひます。

次に、私は公益委員会のほうにお尋ね申上げたいのですが、先般私は資料を随分たくさん頂いてありますが、地区別の発電原価の比較表とか、或いは需給バランスの資料を安当とお考へになつておられるかどうかという点をお尋ね申上げたのでありますが、松永委員長代連は、必要とあれば持つて参りますというところだったのでございませうが、この資料は恐らく公益委員会でもお持ちだろうと思ふのでございませう。この資料を全部公益委員会でも安当とお考へになつておられるならばそれで結構でございます。若しこの中に意見の違ひ点がありましたら、資料別にその点だけ、恐らく事務局も来ておられると思ひますから、一つ公益委員会のほうの御意見を率直に伺いたいと思ひます。

○政府委員(平井寛一郎君) 五カ年間の需用の伸びの想定及びその上に立ちました発電計画の内容等も拝見いたしましたのでありますが、委員会のほうで考へております需用の伸び方と、又それに対応すべき発電計画とは数字的に若干喰ひ違つておる点もあるものでございまして、あの御提出の資料そのものの通りに私どもも見ておるとは申し上げかねるわけであります。

○委員外議員(下條恭兵君) 私が今お尋ねしておるのは、恐らく若干の喰ひ違ひもあるかと思ひますし、従つて我々審議の参考に、公益委員会側のお考への率直なところを一つ御説明をお願いしたわけでありませう。この資料は相当広汎なものでありますから、今日若しここで全部説明といつても時間もかかりませうし、お困りになるかも知

らんとお考へますから、この一々に対応する公益委員会側の資料を、意見の同じところは結構でございますから、同じでないところだけ一つ、これに對する資料を御提出頂くようをお願いいたします。これに對する私の質問はこれで打ち切ります。

○委員外議員(佐々木良作君) ほかに御質問ありませんか。

○堀野清雄君 大体私どもの通産委員会は、一番おしまいで質問が残つておつたやうでありますけれども、通産委員会としては一応委員会へ持ち歸つて、そしてでき得れば一本の線を出したい。一本の線が出る出ないは別問題ですが、通産委員会としては、従来の結論的なものを出したいと思つておりますので、私のほうは今日は打ち切つて頂いて、そしてそれをやつて頂く頂かないは別にしても、一応もう一回連合委員会を用意しておいて頂いて、その間に私が急いで通産委員会としての結論を出したい、こう思ひますので、委員長のお取計らいをお願いしたいと思います。

○郡祐一君 今の問題で、今堀野君の言われました通産委員会のお立場よくわかるのでありますので、連合審査も随分長く十分審議をしたことでありませうから、機会としては一回若し必要があれば持つという堀野さんの御発言に私は賛成いたします。

○委員外議員(下條恭兵君) 大蔵委員会は、実は私欠席裁判で、連合から脱退されたもので、いろ／＼申上げるのもどうかと思ひますけれども、私の聞いているところによりますと、大蔵委員会は審議の状況によつてもう一遍

協議して、更に連合委員会を要求するかどうかということを決めるといふことになつてゐると聞いておるのでございませうが、私は委員長の特別な計らいでしば、一言言せてもらつてゐるわけでありませう。で、私は今日まだ公益委員会に資料をお願いしたところでありまして、これが出た上でもう一遍検討してもらいたいと思ひますし、今日はここには大蔵委員会は私のか来ておりませぬけれども、大蔵委員会における意向も聞いて来たいと思ひますから、連合審査をあと一回限りという條件を附けることだけは一つこの際やめておいて頂きたいと思ひます。

○委員外議員(佐々木良作君) 議事進行につきまして、いろ／＼御発言がありましたが、一つその問題につきまして、若し何なら少し御相談申上げたと思ひます。

○奥山眞作君 大体今の下條議員の発言に賛成しますが、問題は、私審議会の運営に関する政令の案等も出して頂くようにお話ししてありますが、それをまだお配りを願ひませぬし、又一番私が関心を持つておる特殊会社の技術要員のことにしても若干補足資料を要求してありますが、そういうものも頂きませぬので、次回までには是非一つ出して頂きたいということをお願いしておきます。

○中川以良君 さつき堀野君が御発言になつた通り、通産委員会としては、一応これを取りまとめて、あと一回だけ必要があれば開いて頂くといふことでお取計らいをお願いしたいと思います。そこでいろ／＼御質疑のあるかたは、これは委員外の発言として經濟安定委員会でお許しを賜われれば私はいいのじ

やないかと思ひます。「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木良作君) 議事日程の問題は、連合委員会には余り例がないわけでありまして、例といひますか、規定がないわけでありまして、大体は委員長と理事の打合せで議事日程を作つておるわけでありまして、従来もそういう方針をとりまして、経済安定委員会の委員長と理事との打合せに連合されております委員長を招きまして参加して頂いて、これらの日程を作つて来ておりました。従いまして今出ております議事進行に関する教箇の御希望の御意見を、一つ今やりましたような方法で、従来のような方法を以ちまして、委員長と理事との打合せの中に関係の委員長も入つて頂きまして、そこで御相談を申上げたいと思ひますので、さうに一つ御了承をお願いしたいと思ひます。(「了承」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木良作君) それでは特に御発言がなければ、今日の連合委員会を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木良作君) それでは散会いたします。

午後三時十一分散会

昭和二十七年六月十二日印刷

昭和二十七年六月十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁